

# 公取協

AUTOMOBILE FAIR TRADE COUNCIL NEWS

# ニュース

vol.65

2017.8

信頼されるクルマ販売を促進する

## CONTENTS

平成29年度定時総会を開催	1
平成28年度事業報告	1~2
平成28年度決算	3
新役員の紹介	3
「安全運転サポート車」の表示を行う際の留意点について	3~4
新燃費測定モード（WLTCモード）に基づく広告等における燃費の表示方法等について	5
公取協会員店「PRロゴ」を配布します	6
平成28年度 広告表示・景品提供に関する相談受付状況	6~7
平成28年度 消費者相談受付状況	7
二輪車関係ニュース	8

編集・発行／一般社団法人 自動車公正取引協議会

<http://www.aftc.or.jp/>

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町4F TEL 03-5511-2111(代表) FAX 03-5511-2112

## 平成29年度定時総会を開催

当協議会は平成29年6月13日(火)、東京・千代田区の手町サンケイプラザにおいて、平成29年度定時総会を開催いたしました。

総会では、第1号議案=平成28年度事業報告書(案)及び決算書(案)の件、第2号議案=理事選任(案)審議の件、報告事項=平成29年度事業計画書及び会費額並びに予算書の件についてそれぞれ審議し、全会一致をもって承認されました。

なお、総会終了後に次の方々よりご祝辞をいただきました。

公正取引委員会	委員長	杉本 和行 殿
消費者庁	審議官	東出 浩一 殿
経済産業省 製造産業局	自動車課長	河野 太志 殿
国土交通省 自動車局	自動車情報課長	長崎 敏志 殿



## 平成28年度事業報告

平成28年度は、関係団体との連携により、以下の事業を実施いたしました。

### 四輪車関係

#### 1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

- 1) 店頭表示の適正化の促進
- 2) 広告表示の適正化の促進
- 3) 関係団体との連携による規約普及活動の推進

#### 2. 不当表示行為の未然防止及び厳正な対処

- 1) 走行距離、修復歴等の不当表示未然防止活動の実施
- 2) 会員及び非会員の不当表示に対する厳正な対処

#### 3. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動の実施

- 1) 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動の実施
- 2) 都道府県景表法担当部門との連携強化

#### 4. 自動運転機能等の表示や強調表示に対する打消し表示等のあり方の検討

- 1) 自動運転機能の表示に関する規約運用の考え方の策定
- 2) 強調表示に対する打消し表示等、明瞭な表示のあり方等の検討
- 3) 次世代自動車の普及等を踏まえた、燃費等に関する情報提供のあり方の検討

## 5. 改正規則と燃費及びASV技術に関する規約運用の考え方の普及活動の実施

- 1) 改正規則の普及活動等の実施
- 2) 燃費及びASV技術の明瞭な表示に関する規約運用の考え方の普及活動等の実施
- 3) 中古車の定期点検整備実施状況の表示等に関する考え方の再周知の実施

## 6. 中古車の車両状態表示に関する監修及び監査の実施

- 1) 監修基準に基づく監修の実施
- 2) 監修を行った表示（評価）機関に対する監査の実施

## 7. 消費者関連事業の推進

- 1) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための活動
- 2) 国民生活センター及び消費生活センターとの連携強化
- 3) 消費者団体及び消費者モニターとの情報交換活動の実施

## 8. 広報PR活動の実施

- 1) 規約及び公取協会員店で購入するメリットのPR活動
- 2) 会員に対する情報提供の充実
- 3) 報道機関への協力

## 9. 大型車関係事業の推進

- 1) 規約に基づく適正表示の推進
- 2) 大型車における燃費等に関する情報提供のあり方の検討
- 3) 独禁法、下請法に関する普及活動の実施

## 10. その他の事業

- 1) 関係団体及び地方組織との連携強化活動
- 2) 公正取引に関する法令（独禁法、下請法等）の普及指導

## 二輪車関係

### 1. 関係団体との連携による規約の普及促進

- 1) 関係団体との連携による規約普及活動の促進
- 2) 各地区適正表示推進委員会等との連携による普及活動の促進

### 2. 店頭表示のチェック・アドバイス活動を通じた適正表示の推進

- 1) 国内4銘柄の準規約指導員によるチェック・アドバイス活動の実施
- 2) オートバイ組合及び輸入組合によるチェック・アドバイス活動の実施
- 3) 公取協事務局によるチェック・アドバイス活動（セルフチェック）の実施

### 3. チェック・アドバイス活動に基づく品質評価実施店PRの実施

- 1) 適正表示を実施している会員店を「品質評価実施店」として選定
- 2) YouTube 及び公取協ホームページにおいて「品質評価実施店」をPR
- 3) 会員店の店頭におけるPR
- 4) モーターサイクルショーにおいて「品質評価実施店」をPR

### 4. 中古二輪車の走行距離表示の適正化を図るための対応策の実施

- 1) 中古二輪車の走行距離表示の適正化に関する特別対策部会においてとりまとめた対応策の実施

### 5. 品質評価の普及促進

- 1) 品質評価トレーナー講習会の開催
- 2) 品質評価者講習会の開催
- 3) 第三者機関が実施する品質評価の監修の実施

### 6. 会員店のPR活動の実施

- 1) 公取協会員店で購入するメリットの一般消費者に対するPR活動
- 2) 会員に対する情報提供の充実

### 7. 改正景品表示法への対応

- 1) 改正景表法を踏まえ、今後求められる対応等についての情報提供の実施
- 2) 会員事業者の表示管理体制確立のための支援活動の実施
- 3) 都道府県景表法担当部門との懇談会の開催等、連携強化活動の実施

### 8. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動

- 1) 消費者からの苦情・相談の受け付けと対応
- 2) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための対応の検討

## 平成28年度決算

平成28年度の決算(損益ベース)は以下のとおり

### I. 経常収益

(単位:円)

勘定科目	決算額
1 会費収入	250,725,000
2 入会金収入	1,880,000
3 事業収入	18,171,058
4 雑収入	507,858
5 違約金収入	2,000,000
6 違約金預金取崩収入	1,000,000
7 総会開催費用引当預金取崩収入	3,500,000
経常収益計	277,783,916

### II. 経常費用

(単位:円)

勘定科目	決算額
1 事業費	230,445,526
2 管理費	30,132,312
3 引当預金支出	9,797,056
4 その他の支出	5,740,000
経常費用計	276,114,894

### III. 一般正味財産

(単位:円)

勘定科目	決算額
一般正味財産増減額	1,669,022
一般正味財産期首残高	191,607,036
一般正味財産期末残高	193,276,058

## ■ 新役員の紹介

平成29年度定時総会及び第117回理事会におきまして、次の方々が新たに副会長、専務理事、理事に選任、また、相談役を委嘱されました。

副会長	堀井 仁	海津 博		
専務理事	鈴木欣也*			
理事	向井英夫	小宮 稔	七五三木敏幸	松永靖久
	林田武人	石井 大	浅見尚久	
相談役	松村 一	澤田 稔		

※代表理事

## ■ 「安全運転サポート車」の表示を行う際の留意点について

現在、高齢運転者を含めたすべての自動車運転者による交通事故の発生防止・被害軽減対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置などの一定の運転支援機能を備えた車(「安全運転サポート車」、愛称(「セーフティ・サポートカー(サポカー)」)、「セーフティー・サポートカーS(サポカーS)」)の普及啓発が官民をあげて行われております。

衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置などの運転支援機能を備えた車について表示する際の留意点等については、当協議会において平成25年11月に規約運用の考え方を定め、これまで普及活動を行ってきております。

「安全運転サポート車」についても、前記(規約運用の考え方)に基づき表示していただくこととなりますが、政府から示された愛称やロゴ等の使用に関する留意事項を含め、「安全運転サポート車」について表示する際のポイントや適切な表示例、問題となる表示例をまとめましたので、会員事業者の皆様におかれましては、これらの留意点を踏まえ、適正な表示を行って下さい。

なお、「安全運転サポート車」の表示を行う際の留意点について、詳細はこちらのURLでご確認ください。

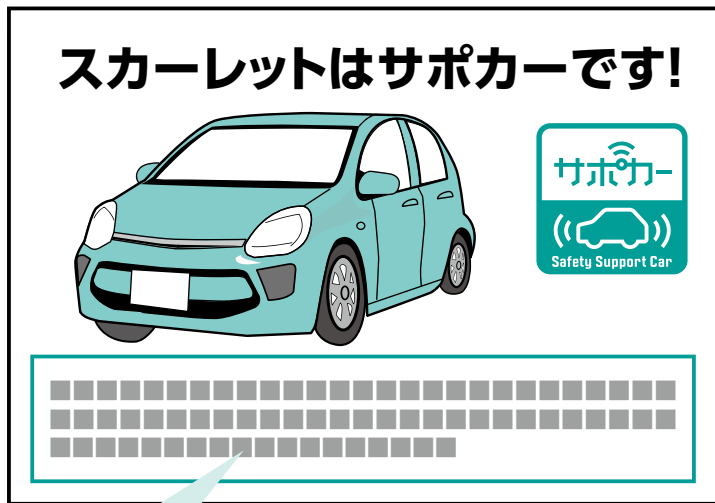
▶ URL [http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc\\_info/aftcinfo\\_201708\\_02.pdf](http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_201708_02.pdf)

<参考>

- ・経済産業省 ホームページ(サポカーの愛称とロゴの使用について)  
▶ <http://www.meti.go.jp/press/2017/06/20170630011/20170630011.html>
- ・自動車公取協 「燃費やASV技術の明瞭な表示に関する規約運用の考え方」について  
▶ [http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc\\_info/aftcinfo\\_201311\\_asv.pdf?v2](http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_201311_asv.pdf?v2)

新聞・チラシ広告の表示例

■適切な表示例



**ポイント 1** サポカーに関する説明を表示している

**ポイント 2** 衝突被害軽減ブレーキの作動条件や作動しない条件等を表示している

**ポイント 1**

※セーフティ・サポートカー(サポカー)は、政府が高齢運転者の事故防止対策の一環として普及啓発しているもので、自動ブレーキ(衝突被害軽減ブレーキ(対車両))を搭載した自動車を指します。

**ポイント 2**

※衝突被害軽減ブレーキは、〇〇km/h以下で前方の車両や障害物と衝突する可能性がある場合に作動し、自動的に停止又は減速することにより衝突回避・被害軽減を図ります。歩行者や小型の障害物には反応しません。路面状態や気象条件等によってはシステムが作動しない場合があります。システムだけに頼った運転はせず、安全運転を心がけて下さい。

詳細は、Web又は店頭でご確認下さい。

■問題となる表示例



**問題点 1**

衝突被害軽減ブレーキは、ドライバーの安全運転を「支援(サポート)する」機能であるにもかかわらず、「安全」である旨を断定的に表示している

**問題点 2**

サポカーに関する説明を表示していない

**問題点 3**

衝突被害軽減ブレーキの作動条件や作動しない条件等を表示していない

# ■ 新燃費測定モード(WLTCモード)に基づく 広告等における燃費の表示方法等について

ユーザーに対する走行条件等に応じた燃費情報の提供及びハーモナイゼーションの観点等から、新燃費測定基準「WLTCモード」が導入されました。この「WLTCモード燃費」は、「WLTC」及び「市街地」、「郊外」、「高速道路」の4つのモードの燃費値で構成されます。

国によるWLTCモードの審査は、2018年10月以降の新型車に、また、2020年9月以降は継続生産車に義務付けられます。

規約第5条第4号では、燃費を表示する際の数値は「公式テスト値又は公的第三者のテスト値(EPA燃費等)に限る」と定められていますが、公式テスト値であるWLTCモードの燃費値の表示方法は定められていないため、新燃費測定モード導入の趣旨等を踏まえ、燃費に関する消費者への適正な情報提供、不当表示の未然防止を図るとの観点から、広告等に「WLTCモード燃費」を表示する場合の表示事項や表示方法、不当表示に該当する事例等とをりまとめました。

以下に表示事項や表示方法、表示例のポイントをご紹介します。なお、詳しい表示方法や表示例については、当協議会のホームページをご覧ください。

## 1. 広告等において表示が必要な事項及び表示方法(横断幕等の店頭ツール含む)

### ①燃費値

- ・「WLTC」、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値を表示すること。ただし、表示スペース等の関係で全て表示できない場合は、「WLTC」のみを表示することもできる。(「市街地」、「郊外」、「高速」いずれかのモードのみを表示することはできない。)
- ・「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値は、「WLTC」と同等かそれ以下の大きさで表示すること。
- ・JC08モード燃費値も有する場合、当該燃費値のみを表示することはできない。

### ②「WLTCモード燃料消費率」(国土交通省審査値)である旨

- ・「WLTCモード燃料消費率」(国土交通省審査値)である旨を燃費値の近接箇所に表示すること。

### ③「WLTC」、「市街地」、「郊外」、「高速道路」各モードの説明

- ・WLTCモード：市街地、郊外、高速道路の各モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的走行モード
- ・市街地モード：信号や渋滞等の影響を受ける比較的低速な走行を想定
- ・郊外モード：信号や渋滞等の影響をあまり受けない走行を想定
- ・高速道路モード：高速道路での走行を想定

### ④燃費に関する付記説明

「燃費値は定められた試験条件下での数値であり、実際の燃費は使用環境や運転方法等により異なる」旨

※③の各モードの説明、④の燃費に関する付記説明は、①の燃費値との関連を明確にした上で、明瞭に表示すること。

## 2. 不当表示に該当するおそれのある表示

- ・表示した数値は「高速道路」モードであるにもかかわらず、その旨を表示せず、あたかも表示した数値が「WLTC」モードの燃費値であるかのように誤認される表示等は不当表示として取り扱う。

<新聞・チラシ広告等へのWLTCモード燃費の表示例>

### スカーレットG 2WD

燃料消費率<sup>\*1</sup>(国土交通省審査値)

**WLTCモード**

**20.4**km/L

市街地モード <sup>*2</sup>	: 15.2km/L
郊外モード <sup>*2</sup>	: 21.4km/L
高速道路モード <sup>*2</sup>	: 23.2km/L

※1 燃料消費率は定められた試験条件下の値です。お客様の使用環境(気象、渋滞等)や運転方法(急発進、エアコン使用等)に応じて燃料消費率は異なります。

※2 WLTCモード：市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モード。

市街地モード：信号や渋滞等の影響を受ける比較的低速な走行を想定。

郊外モード：信号や渋滞等の影響をあまり受けない走行を想定。  
高速道路モード：高速道路等での走行を想定。

表示事項や表示方法等の詳細はホームページでご確認ください。

▶ URL [http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc\\_info/aftcinfo\\_20170720\\_01.pdf](http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_20170720_01.pdf)

## 公取協会会員店「PRロゴ」を配布します

### 一般消費者に適正表示で安心の公取協会会員であることをPRしましょう

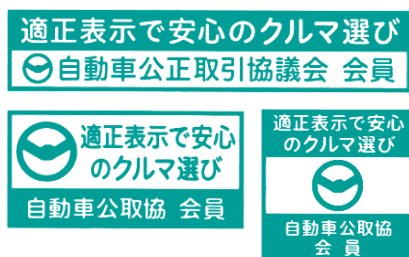
当協議会では、会員店の皆様が、インターネットや新聞・チラシ広告において、「適正表示で安心の公取協会会員店」であることを積極的にPRできるようにするため、「適正表示で安心のクルマ選び」をキャッチコピーとした「PRロゴ」を作成、配布いたします。

配布にあたっては、広告表示の内容について、事前確認等をさせていただきます。詳しくは、当協議会の四輪車業務部までご連絡をお願いいたします。

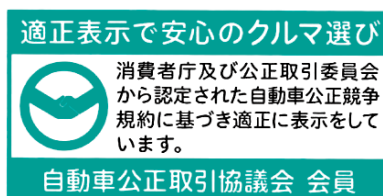
▶問い合わせ先：一般社団法人 自動車公正取引協議会 四輪車業務部 TEL.03-5511-2111

#### PRロゴ

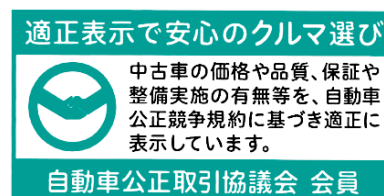
##### <汎用:簡易版>



##### <汎用:詳細版>



##### <中古車用:詳細版>

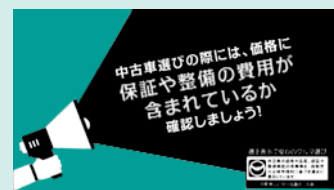


### 平成29年度の一般消費者向け広報PR活動として、昨年度に引き続きYouTube動画の配信を開始しました

中古車購入時の情報収集を行う手段として、インターネットを利用するケースが増加していることから、トラブル事例を基にした中古車を購入する前に確認すべきポイントをまとめたYouTube動画を作成し、インターネットを活用した若年層及び中古車購入検討層向けのPRを実施しています。

詳細につきましては下記URLにてご確認ください。

▶ [http://www.aftc.or.jp/am/20170720\\_aftc/index.html](http://www.aftc.or.jp/am/20170720_aftc/index.html)



## 平成28年度 広告表示・景品提供に関する相談受付状況

### 広告表示等に関する相談窓口として公取協をご活用ください

当協議会には、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者から、新聞・チラシ広告、テレビCM等の広告の作成やプライスボード、価格表等の作成に関する相談が数多く寄せられます。平成28年度に受け付けた相談件数は計1,654件でした。

広告作成等にあたり、表示や景品に関する疑問や質問等がございましたら、当協議会までご連絡下さい。電話の他、FAX、メールでのご相談にも対応しています。

相談受付状況や相談事例の主なポイントは以下のとおりです。

#### 1. 新車関係

総件数のうち、新車関係の相談は845件。その内訳は、664件が表示関係、153件が景品関係の相談で、その他が28件でした。

#### 2. 中古車関係

総件数のうち、中古車関係の相談は729件。その内訳は、570件が表示関係、46件が景品関係の相談で、その他が113件でした。

## 主な相談事例 (表示関係)

**Q** 下取車の在庫促進キャンペーンを実施するにあたり、チラシ広告に当店における過去の下取実績の一例として、下取車両の年式と走行距離数を表示した上で、下取価格を表示したいのですが、問題ないですか？

**A** 下取車の価格は、車両の年式や走行距離だけでなく、修復歴の有無、内外装やエンジン、ミッション等の機関の状態、装備品の有無、車検残存期間等により、1台毎に異なります。

そのため、年式や走行距離数と併せて下取実績価格を表示することは、たとえ事実に基づくものであったとしても、あたかも同年式、同走行距離数の車両であれば、車両の状態等に関係なく、表示された下取実績価格で下取りしてもらえるかのように誤認されるおそれがあり、トラブル未然防止の観点からも慎重必要があります。

また、買取りについても、チラシ広告において「ディーラーに下取りに出すよりお得になります!!」といった表現が見受けられますが、たとえ、「買取業者の買取価格の方がディーラーの下取価格より平均●万円高い」という調査結果等があったとしても、全てのケースにおいて、「ディーラーに下取りに出すよりも買取業者に買取りに出す方がお得」となるわけではありません。

したがって、このような表示は、いかなる場合もディーラーに下取りに出すよりも買取業者に買取りに出す方が有利であるかのように誤認されるおそれがあり、慎重する必要があります。

▶ 広告表示・景品提供等に関する問い合わせはこちら

一般社団法人 自動車公正取引協議会

四輪車関係 TEL:03-5511-2111 二輪車関係 TEL:03-5511-2113 E-mail:info@aftc.or.jp

▶ 当協議会では、WEBサイト上に月毎の受付相談件数や問い合わせ事例を紹介しています。

URL <http://www.aftc.or.jp/contents/am/kiyaku/kokoku.html>

## 平成28年度 消費者相談受付状況

当協議会では、消費者から自動車の購入等に関する相談を受け付け、トラブルの対応方法についてアドバイスをを行っています。平成28年度に受け付けた相談件数は、計6,524件でした。

相談件数6,524件のうち、四輪車関係の相談受付件数は5,989件(91.8%)、二輪車関係は445件(6.8%)、その他(規約に関する相談等)が90件(1.4%)でした。

### 1. 相談件数

相談件数の詳細は、当協議会のWEBサイトでご確認ください。

▶ URL [http://www.aftc.or.jp/content/files/am/aftc\\_report\\_pdf/h28\\_data.pdf](http://www.aftc.or.jp/content/files/am/aftc_report_pdf/h28_data.pdf)

1 新車関係	相談内容	四輪件数	二輪件数
	品質・機能	437	36
	契約・取引方法	380	21
	キャンセル	435	12
	付帯費用	13	1
	その他	77	3
	合計	1,342	73

2 中古車関係	相談内容	四輪件数	二輪件数
	品質・機能	1,819	163
	契約・取引方法	747	72
	キャンセル	839	32
	付帯費用	83	3
	その他	181	21
	合計	3,669	291

3 買取関係	相談内容	四輪件数	二輪件数
	品質・機能	30	2
	契約・取引方法	172	10
	キャンセル	128	4
	付帯費用	9	0
	その他	13	0
	合計	352	16

4 整備関係	相談内容	四輪件数	二輪件数
	品質・機能	98	6
	契約・取引方法	95	15
	キャンセル	1	2
	付帯費用	0	1
	その他	58	4
	合計	252	28

### 2. 四輪車関係の主な相談事例

#### 主な相談事例 (新車関係)

事例	チラシ広告に「7月中に成約した方にもれなく5万円分オプションプレゼント」と書かれていたのを見て販売店に向かい、契約をした。しかし、プレゼントの話が出なかったので確認したところ、「値引き額が大きいので対象外」と言われてしまった。
対応の考え方	広告に「7月中に成約した方にもれなく5万円分オプションプレゼント」と記載されている以上、表示通りのことが行われない場合、不当表示となります。本件のお客様に対しては、5万円分のオプションをプレゼントすることが必要です。
未然防止のポイント	特典キャンペーン等については、商談時にもきちんとお客様に伝えて交渉をすることが必要です。なお、「プレゼントはいらないから、値引き額をより大きくしてほしい」というお客様の要望に応じる場合については、トラブル未然防止のため、契約後のキャンペーン適用はできない旨を伝え、注文書上にその旨を記載したうえで署名・捺印をいただく等の対応をしておきましょう。

## 「店頭表示に関するチェック・アドバイス活動」を実施します

### 「表示もれがない」等、条件を満たした販売店は品質評価実施店に選定されます

会員販売店における規約普及の促進及び表示状況の実態把握を行うため、国内4銘柄及びインポーター並びに各地区オートバイ組合の準規約指導員等による、「店頭表示に関するチェック・アドバイス活動」を本年7月より順次実施しています。

本活動において、プライスカードに「表示もれがないこと」を確認した上で「品質評価者が在籍していること」等の条件を満たした販売店は、「品質評価実施店」に選定され、中古バイクの品質を適正に表示する、安心の販売店として消費者にPRすることができます。

なお、今年度より、昨年度「品質評価実施店」に選定された、適正表示が定着している販売店につきましては、セルフチェックにより、表示状況をご報告していただくことといたしました。

(今まで準規約指導員によるチェック実施の対象となっていない販売店につきましても、今年度より、セルフチェックにより表示状況をご報告いただけます)

つきましては、本活動を通じて、お店のプライスカードが適正な表示となっているか、確認を行って下さい。

### 「品質評価実施店」とは

「品質評価実施店」とは、適正な表示を実施し、かつ品質評価者が在籍している等の選定条件を満たした販売店であることから、公取協会会員販売店の中でも、消費者がより一層安心してバイク選びができるお店として選定された販売店になります。

また、同実施店につきましては、YouTubeのCM動画によるPRや、当協議会Webサイトに「品質評価実施店」を検索できるページを設けてPRする等、当協議会が積極的にPRを実施し、支援していきます。



### 「品質評価実施店」の選定条件

- 1) 規約を遵守していること(プライスカード等において適正表示を実施)
- 2) 品質評価者在籍店であること
- 3) ディストリビューター、インポーター、関係団体の推薦

## 「品質評価者(品質査定士)」資格取得のための講習会を9月より全国で開催します

### 資格更新のための講習は、eラーニングによる受講も可能となりました

規約では、中古二輪車の品質に対する消費者の不安感を払拭するため、中古二輪車を販売する際の「品質評価」と下取りする際の「品質査定」を実施することが定められています。

また、これらは、「二輪品質評価者講習会」を受講して「品質評価者」の資格を取得した者が実施することが定められているため、会員店の皆様におきましては、『公取協の品質評価』を実施するため、必ず、品質評価者講習会を受講してください。

なお、今年度より更新対象者(資格の有効期限が2018年3月まで)の方につきましては、eラーニングによる資格の更新も可能となりましたので、会場まで足を運ばなくても、販売店や自宅にあるパソコンから本講習を受講することができますので、ぜひご活用下さい。

### 以下の方が受講対象となります

- ① 資格の更新が必要な方(有効期限が2018年3月末の方)
- ② 新たに資格の取得が必要な方

「品質評価者」が1人もいないお店の方    査定業務・中古販売業務に携わる方で資格未取得の方

※会員販売店には、1店舗につき1名以上「品質評価者」が在籍している必要があります。